公共下水道事業負担金

鶴岡地域

鶴岡地域の受益者負担制度は、昭和48年1月に制定されました。

この負担金は、一定年度内に下水道の整備が行われる区域内の土地所有者や権利者の方に対し、下水道の整備によって利益を受ける土地の面積に応じて賦課され、一括もしくは年4回ずつ5年間合計20回に分割して納めていただきます。

(1) 西郷地区を除く負担区

	7.4 座 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一 日 一			
設定年度	負担区の名称	賦課面積(ha)	単価(円/㎡)	備考
昭和48年度	中央負担区	300	164	
昭和48年度	工業団地負担区	65	40	
昭和61年度	第2中央負担区	130	418	
昭和63年度	第3中央負担区	137	418	
平成元年度	中西部負担区	103	418	
平成2年度	湯野浜負担区	83	378	
平成5年度	第4中央負担区	250	466	
平成7年度	文下負担区	11	372	
平成7年度	南部・大山負担区	259. 1	436	H14年度20.8ha・H20年度4.3ha拡大
平成9年度	第5中央負担区	205	480	
平成11年度	西部負担区	34	436	
平成12年度	第6中央負担区	41	480	
平成14年度	第7中央負担区	147	480	
平成14年度	遠賀原負担区	8.2	436	
平成16年度	市街化区域内負担区	87.8	480	H20年度49.0ha拡大 H24年度23.0ha拡大
平成16年度	市街化調整区域内負担区	163. 1	436	上限有り H20年度6.2ha拡大
平成20年度	湯野浜第2負担区	34	272	上限有り H24年度1.0ha拡大
平成20年度	市街化調整区域内第2負担区	141. 9	266	上限有り
平成26年度	小堅負担区	17.3	400	

※市街化調整区域の土地のうち、個人が所有し、又は地上権を有している自己の居住用に供しているものに おいては、その地積が1,000㎡を超えるときは、実際の地積にかかわらず、算定上の地積を1,000㎡とする。

(2) 西郷負担区 1受益者(公共ます1個を設置する地続きの土地の受益者をいう。) につき 218,800円

藤島地域

藤島地域の受益者負担制度は、平成8年3月に制定されました。

この負担金は、一定年度内に下水道の整備が行われる区域内の土地所有者や権利者の方に対し、下水道の整備によって利益を受ける土地の面積を乗じて得た額と平等割額の合算額で賦課され、年2回ずつ5年間合計10回に分割して納めていただきます。

設定年度	単価(円/1㎡)	平等割額(円)
平成8年度	300	200, 000

[※]面積割 100,000円を上限とする。

羽黒地域

羽黒地域の受益者負担制度は、昭和54年6月に制定されました。

この負担金は、一定年度内に下水道の整備が行われる区域内の土地所有者や権利者の方に対し、下水道の整備によって利益を受ける土地の面積を乗じて得た額と平等割額の合算額で賦課され、年6回ずつ5年間合計30回に分割して納めていただきます。

設定年度	名称	賦課面積(ha)	単価 (円/1㎡)	平等割額(円)
昭和55年度	手向・坂ノ下地区	72		184,000
昭和61年度	東部地区	45	150	82,000
昭和63年度	東部(増川新田)地区	8	150	82,000
平成3年度	西部地区	26	43	184,000
平成4年度	下川代地区	8	43	184,000

櫛引地域

櫛引地域の受益者負担制度は、平成5年3月に制定されました。

一定年度内に下水道の整備が行われる区域内の土地所有者や権利者に対して賦課され、年2回ずつ5年間、合計10回に分割納付制度でしたが、平成13年度で管渠整備事業が完了しました。

設定年度	名称	負担金額 (円/件)	備考
平成5年度	第1事業区域受益者負担金	333, 200	法人・企業・事業所など
十成5千及	另1 世 未匹與又氫石 貝巴亚	285, 100	上記以外
平成9年度	第2事業区域受益者負担金	349, 500	法人・企業・事業所など
十八5千尺	另2尹未区域又氫有貝但並	299, 000	上記以外
平成11年度	第3事業区域受益者負担金	349, 500	法人・企業・事業所など
十八11千尺	另0 世 来区域文価有貝但並	299, 000	上記以外
平成17年度	公共下水道受益者負担金	349, 500	法人・企業・事業所など
十八八十尺	ムボール坦文価有具担並	299, 000	上記以外

朝日地域

朝日地域の受益者負担制度は、平成8年4月に制定されました。

この負担金は、一定年度内に下水道の整備が行われる区域内の土地所有者や権利者の方に対し 賦課され、建築物1戸に対し1つの公共桝を設置し、年1回ずつ5年間に分割して納めていただ きます。

設定年度	負担金額 (円/件)
平成8年度	170, 000

温海地域

温海地域の受益者負担制度は、温海処理区昭和62年6月・鼠ヶ関処理区平成4年12月制定されました。

この負担金は、一定年度内に下水道の整備が行われる区域内の土地所有者や権利者の方に対し、下水道の整備によって利益を受ける土地の面積に応じて賦課され、年4回ずつ5年間合計20回に分割して納めていただきます。

都市計画区域には属さない公共下水道の利用が確実に見込める特定地域に係る分担金制度は、 早田・小岩川地区平成13年12月・大岩川地区平成16年9月に制定されました。

分担金は、公共下水道事業の利益を直接受ける方から5年間に分割して納めていただきます。

設定年度	名称	賦課面積(ha)	単価 (円/1㎡)	負担金額 (円/件)	備考
昭和59年度	温海処理区	75. 7	229		都市計画区域内
平成4年度	鼠ヶ関処理区	68.6	230		都市計画区域内
平成13年度	早田地区	14. 4		130,000	都市計画区域外
平成13年度	小岩川地区	8.4		130,000	都市計画区域外
平成16年度	大岩川地区	15. 5		130,000	都市計画区域外

公共下水道事業負担金の納期

鶴岡および温海(都市計画区域内)

期	別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納	期	6月16日	8月16日	10月16日	1月16日
		~6月30日	~8月31日	~10月31日	~1月31日

藤島

期別	第 1 期	第 2 期
納期	9月16日	3月16日
	~9月30日	~3月31日

羽黒

期	別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
納其	期	5月16日	7月16日	9月16日	11月16日	1月16日	3月16日
		~5月31日	~7月31日	~9月30日	~11月30日	~1月31日	~3月31日

櫛引

期別	第 1 期	第 2 期
納期	6月16日	12月11日
	~6月30日	~12月25日

朝日および温海(都市計画区域外)

期	別	第 1 期
納	期	3月16日
		~3月31日